

## 後期高齢者医療保険料改正のお知らせ

対象者の要件	均等割の軽減割合			
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
世帯主と世帯の被保険者の軽減判定所得の合計額				
33万円以下（※以外）	8.5割	8.5割	7.75割	7割
※世帯の全被保険者の各種所得なし （年金収入の場合、80万円以下）	9割	8割	7割	7割
33万円+28万5千円×被保険者数以下 （33万円+28万円×被保険者数以下 令和元年度まで）	5割			
33万円+52万円×被保険者数以下 （33万円+51万円×被保険者数以下 令和元年度まで）	2割			

平成30年度及び平成31年度（令和元年度）保険料  
均等割：47,900円 所得割：9.26% 保険料上限：62万円



令和2年度及び令和3年度保険料  
均等割：50,600円 所得割：9.95% 保険料上限：64万円

令和2年度は保険料の見直しにより均等割（被保険者1人が均等に支払う保険料）、所得割（控除後の所得に一定の率を乗じて算出する保険料）及び均等割の軽減割合が上記のように変更となりました。（変更は赤字の部分です）

- 保険料算出例：年金収入80万円以下のみの単身世帯の場合  
4,700円（平成30年度）⇒9,500円（平成31年度）⇒15,100円（令和2年度）⇒15,100円（令和3年度）  
詳しくお尋ねになりたい方は、健康推進課国民健康保険係までお問い合わせください。



☎ 健康推進課 国民健康保険係 ☎ 62-2910（直通）



健康講座

## 令和2年度の予防接種のご案内

健康

☎ 健康推進課 健康推進係 ☎ 62-2910（直通）

世界中で新型コロナウイルスの流行が問題となっていますが、他にも様々な感染症があります。こうした感染症から体を守るために重要な役割を果たしているのが「予防接種」です。

ウイルスが体に入ると、白血球という細胞がウイルスと戦いながら学習し、「抗体」を作り出すことで感染症を抑え込むことができます。「予防接種」は、毒性を弱めたり、毒性を無くしたウイルスをワクチンに利用し、体に感染症の学習をさせます。

毒性が強いウイルスに感染すると後遺症が残ったり、場合によっては死亡することもありますので、適切な時期に接種を受けることが大切です。

今回は、令和2年度に公費で受けられる予防接種についてご紹介します。下記の表をご覧ください。

対象の方には4月以降に随時通知を送付しますので、ご確認のうえ接種してください。また、これらの予防接種は令和2年4月1日から令和3年3月31日までに接種できなかった場合、全額自己負担での接種になりますのでご注意ください。

その他の予防接種については、個別訪問や各乳幼児健診などで案内します。



予防接種の種類	対象年齢（対象生年月日）	予防できる病気	注意事項
成人肺炎球菌	65歳（昭和30. 4. 2～昭和31. 4. 1） 70歳（昭和25. 4. 2～昭和26. 4. 1） 75歳（昭和20. 4. 2～昭和21. 4. 1） 80歳（昭和15. 4. 2～昭和16. 4. 1） 85歳（昭和10. 4. 2～昭和11. 4. 1） 90歳（昭和 5. 4. 2～昭和 6. 4. 1） 95歳（大正14. 4. 2～大正15. 4. 1） 100歳（大正 9. 4. 2～大正10. 4. 1）	ウイルスが引き起こす肺炎 （23種類のウイルスに対応）	公費接種・自費接種に関わらず過去に1度でも予防接種を受けた方は対象外。 自己負担金（2,000円） 誕生日前でも期間内に接種が可能
麻疹風しん混合2期	就学前1年の者 （平成26. 4. 2～平成27. 4. 1）	麻疹（はしか） 風しん（3日はしか）	
2種混合 （ジフテリア・破傷風）	小学6年生 （平成20. 4. 2～平成21. 4. 1）	ジフテリア・破傷風	令和2年度から病院での個別接種に変更